

## Q 県議会はいつ開催されているの？

学生A： 県議会っていつ開催されているのでしょうか？

先生： 県議会には「定例会」があって、地方自治法では「条例で定める回数これを招集しなければならない」とあります。

地方自治法 第102条〔定例会・臨時会及び会期〕

次の表を見てください。

群馬県の場合、第1回定例会（2～3月）、第2回定例会（5～6月）、第3回定例会（9～12月）と3回開催することになっています。

回数は暦年でカウントしています。

また、第3回定例会は、便宜上、11月下旬の本会議を境に「前期」と「後期」に分かれています。

群馬県議会基本条例 第7条第2項（議会運営の原則）

さらに、必要がある場合、臨時会\*を開催することもあります。

新型コロナウイルス感染症対策等の審議は急を要するため、令和2年の5月、12月、令和3年の2月、4月、5月、8月、令和4年の1月に臨時会を開催しました。

（※）群馬県では、これまで議員や知事の選挙があった後にも開催したことがありました。最近では、令和5年7月の知事選挙後の同年8月に開催されました。

